

『酸素欠乏・硫化水素危険作業』特別教育

酸素欠乏症や硫化水素中毒の危険がある酸素欠乏危険場所で作業に従事する者には、当該労働者に対し、安全または衛生のための特別の教育を行わなければならないとされています。

(労働安全衛生規則第36条第26号)。

当協会では、事業主に代わってこの特別教育を下記のとおり開催することに致しましたので、ご案内申し上げます。

1. 受講対象者

- ・作業に従事する労働者を直接指揮するためなどの作業主任者とは別に、酸素欠乏症等防止規則に定められた第2種酸素欠乏危険作業に係る業務当該業務に従事する全ての労働者（この講習は第一種の教育内容もふくんでいます）
- ・事業場の安全衛生管理担当者

2. 日時・場所

回	日 程	会 場	時 間
第1回	2020年 7月 8日(水)	若松市民会館 (JR若松駅前)	9:10~16:10
第2回	2021年 1月22日(金)		

※ 一定の人数(25名程度)が集まれば、出張講習で対応させていただきます。(ご相談ください)

3. 定 員：30名 受講希望者が極めて少数の場合は、中止若しくは延期する場合がございます。

4. 受講料・テキスト代(消費税込) (単位：円)

	受講料	テキスト代	合 計
福岡県下労働基準協会会員	7,700	1,320	9,020
一 般	9,900		11,220

5. カリキュラム

講 習 内 容	時 間(計：5.5時間)
酸素欠乏等の発生の原因	1.0時間
酸素欠乏症等の症状	1.0時間
空気呼吸器等の使用の方法	1.0時間
事故の場合の退避及び救急蘇生の方法	1.0時間
その他酸素欠乏症等の防止に関し必要な事項	1.5時間

6. 申込み方法

- ① お電話にて定員の空き状況を確認の上、所定の受講申請書をFAXまたは郵送にて若松労働基準協会へお申し込みください。
- ② 受講料は講習日の10日前までに納入して下さい。
尚、原則として申込み後の受講料の払戻しは致しませんのでご了承下さい。
- ③ 受講票等は、受講料振込みを確認後、受講日1週間前を目処に送付致します。
※ 申込書にご記入頂いた氏名・生年月日・住所・連絡先等の個人情報につきましては講習会以外での利用は致しませんのでご了承ください。

7. 連絡先・振込先等

若松労働基準協会
〒808-0034 若松区本町1丁目13-15 (株)石炭会館ビル 1階
TEL：093-751-6563、 **FAX：093-863-6567**
受講料振込先：北九州銀行若松支店(普通預金) NO.6072367
口座名：若松労働基準協会(振込手数料は貴社にてご負担願います)

FAX:093-863-6567

「酸素欠乏・硫化水素危険作業特別教育」 受講申請書

※ 必ず黒のボールペン等で記入してください（鉛筆は不可です）

ふりがな		生年月日 (昭和・平成)	〒	現住所
受講者氏名				
		(昭和・平成)	〒	
所属 事業所	所在地	〒 都 道 府 県		
	事業所名 (印不要)	業 種 製造業 建設業 その他.....		
		TEL	FAX	
連絡先	担当者所属・氏名			(電話)
				(FAX)
【受講希望日】 月 日		受講料振込予定日	年 月 日	
		受講料(合計)	円	
<input type="checkbox"/> 福岡県下労働基準協会の会員 [加入協会名:若松・その他()協会]				
<input type="checkbox"/> 福岡県下労働基準協会の会員ではない				

この受講申請書にご記入いただいた個人情報は講習業務の手続き、その他講習情報提供に利用いたします。また、法令に基づく開示、提供を求められた場合を除き、第三者への提供は致しません。

申請年月日： 年 月 日

若松労働基準協会会長 殿